

被扶養者認定の手続きに係る留意事項(令和8年10月版)

1 主な被扶養者の認定要件

- (1) 被扶養者が日本国内に住所（住民票）があり、被保険者により主として生計を維持されていること。
- (2) 収入要件として、年間収入【今後（将来）1年間の収入見込額（※1または※2）】が、130万円（19歳以上23歳未満は150万円、60歳以上または障害者の場合は180万円）未満であること。
 - （※1）給与収入の場合、**労働条件通知書**等の労働契約で定められた賃金（時給、労働時間、日数、諸手当、賞与等）を用いて算出する。
 - （※2）**労働契約内容により判定できない場合**（例：シフト制、内容に幅がある、契約1年未満など）や労働契約内容を確認できる書類がない場合は、**給与明細書（直近3か月分）**等を用いて算出する。
- (3) 収入要件として、上記（2）かつ、収入が被保険者の年間収入の半分未満であること（※3）
 - （※3）当該要件を満たさない場合であっても、被扶養者の収入が被保険者の年間収入を上回らない場合には、当該世帯の生計状況を総合的に勘案して、当該被保険者がその世帯の生計維持の中心的役割を果たしていると認められるときは、被扶養者となることがあります。
- (4) 被保険者と同居している必要がない者：配偶者（事実婚含む）、子、孫、兄弟姉妹、父母、祖父母
被保険者と同居している必要がある者：上記以外の3親等内の親族、内縁関係の配偶者の父母・子（**当健保組合ホームページ参照**）
- (5) 夫婦双方に収入があり、共同で扶養している場合は、年間収入の多い方の被扶養者となります。

2 提出する添付書類【コピー可】（不明な点などがある場合、所属施設の社会保険担当課へ相談してください。）

- (1) **世帯全員の住民票、扶養に係る申立書**
- (2) **次ページ「証明書類一覧表」に基づく証明書類**
- (3) 夫婦双方に収入があり、共同で扶養している場合は、**次ページ「証明書類一覧表」に基づく被保険者以外の方の収入に関する証明書類**
- (4) 別居の場合、次ページ「証明書類一覧表」に基づく被保険者からの援助による収入額がわかる証明書類
- (5) 被扶養者の認定に係る審査において、**必要に応じ追加で証明書類等の提出を求めています。**
- (6) 預金通帳（写）等の証明書類において、**残高や必要以外の箇所はマスキング**して提出してください。

3 提出時期 事実発生から5日以内

4 被扶養者に認定された後、被扶養者の認定要件に該当しなくなった場合は、削除届を提出してください。

被扶養者認定の手続きに係る留意事項（令和８年１０月版）

収 入 状 況	労働契約内容 がわかる書類 (※４・※５)	直近の 年金支払通知書 (※６)	直近の確定申告書 及び収支内訳書 (※７)	直近の課税証明書 (※８)	退職日が わかる書類 例：退職証明書 離職票等	失業保険受給者証	学生証 または 在学証明書	【別居の場合】 援助による収入額 がわかる書類 (※９)	備 考
①パート・アルバイト等給与収入あり	○							○	18歳以下の高校生は不要
②各種年金受給あり (老齢・障害・遺族・個人等) 全て		○						○	年金支払通知書がない場合は、 預金通帳（写）
③自営業者 (家賃等の収入ある方含む)			○					○	夫婦共同扶養等の場合も添付
④無職無収入の方				○				○	
⑤退職を機に被扶養者になる方					○			○	
⑥失業保険受給 (予定・受給中・終了) の方						○		○	受給延長の場合は、 その申請書（写）を添付
⑦大学・予備校・専門学校在学の方							○	○	18歳以下の高校生は不要

(※４) 給与収入の場合、労働契約内容（時給、労働時間、日数、諸手当、賞与等）がわかる書類【労働条件通知書、雇用契約書など】

(※５) 労働契約内容により判定できない場合（例：シフト制、内容に幅がある、契約１年未満など）や労働契約内容を確認できる書類がない場合は、
給与明細書（直近３か月分）または、預金通帳（写）等が必要です。

(※６) 各種年金（老齢・障害・遺族・個人等）の全てが該当します。

(※７) 自営業者等の場合、『総収入額－直接的必要経費（原材料費、仕入金額等のそれぞれの内容と金額）』について、扶養に関する申立書【自営業者（個人事業主）用】

(※８) 課税証明書の収入金額欄に記載がある場合は、扶養に係る申立書の「３その他」欄に理由（例：○年○月○日退職、短期間就労した等）と
「今後１年間の収入見込額（計算式含む）」欄に記入する。

(※９) 別居の場合は、被保険者から援助している金額について、扶養に係る申立書の「３その他」欄に内容と金額（例：仕送り額 月１５万円）を記入し、
「証明書類一覧表」に基づく証明書【例：仕送りが確認できる書類（振込明細書、預金通帳（写）、家賃や公共料金の領収書など）】を提出してください。
なお、原則手渡しでは客観的に確認できないため、証明書類の提出が必要です。